先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症:水素ガス吸入療法 心停止後症候群 (院外における心停止後に院外又は救		
急外来において自己心拍が再開し、かつ、心原性心停止が推定されるものに限る。)		
I. 実施責任医師の要件		
診療科	(要)(救急科・救命救急センター・集中治療科またはそれに準   ずる診療部門)・不要	
 資格	(要)(日本救急医学会救急科専門医 )・不要	
 当該診療科の経験年数	(要)( 15 )年以上・不要	
当該技術の経験年数 当該技術の経験年数	要( )年以上・不要)	
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者[術者]として ( )例以上・不要)	
コ队及前の症状症/5数 在 1/	[それに加え、助手又は術者として ( )例以上・不要]	
その他(上記以外の要件)	酸素は中央配管から供給され、試験ガスは充填されたボンベから	
	行われる。配管とボンベ残量の点検について説明を受け、自立し	
	て実施できること。	
	Ⅱ.医療機関の要件	
診療科	要(救急科・救命救急センター・集中治療科またはそれに準	
	ずる診療部門)・不要	
実施診療科の医師数 注 2)	要,不要	
	具体的内容:日本救急医学会救急科専門医(あるいは日本専	
	門医機構救急科専門医)または日本集中治療医学会集中治療	
ILA 반지 조모바쁘. 그 a)	専門医が計2名以上常勤していること	
他診療科の医師数 注 2)	要(不要)	
	具体的内容:	
その他医療従事者の配置	(要)( 臨床工学技士 )・不要	
(薬剤師、臨床工学技士等)		
病床数	(要)( 300 床以上)・不要	
看護配置	(要)( 7対1看護以上)・不要	
当直体制	要(日本救急医学会専門医指定施設または日本集中治療医学	
	会専門医研修施設であって救急集中治療が 24 時間体制で行	
the section who the test	えること)・不要	
緊急手術の実施体制	(要)・不要	
院内検査(24 時間実施体制)	要・不要	
他の医療機関との連携体制	要・不要	
(患者容態急変時等)	連携の具体的内容:	
医療機器の保守管理体制	(要)・不要	
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件:原則月1回開催されていること。	
医療安全管理委員会の設置	要)• 不要	
医療機関としての当該技術の実施症例数	要·不要)	
その他 (上記以外の要件、例;遺伝カウン	体温管理療法を実施している医療機関であること。	
セリング の実施体制が必要 等)		
<b>Ⅲ</b> . その他の要件		
頻回の実績報告	要(月間又は症例までは、毎月報告)(不要)	
その他(上記以外の要件)		

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者 [術者] としての経験症例を求める場合には、「実施者 [術者] として ( ) 例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注 2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

### 先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症:陽子線治療 根治切除が可能な肝細胞がん(初発のものであり、単独で発生したものであって、その長径が三センチメートルを超え、かつ、十二センチメートル未満のものに限る。)

のものに限る。)		
	I. 実施責任医師の	
	陽子線治療の要件	外科的治療の要件
診療科	要(放射線治療科またはそれに相当す	該当無し
	る科)・不要     要 (放射線治療専門医)・不要	
当該診療科の 経験年数		
当該技術の経	要()年以上・不要	
験年数	※陽子線治療について2年以上	
	※但し放射線治療(4門以上の照射,運	
	動照射、原体照射または強度変調放射	
	線治療(IMRT)による対外照射に 限る)による療養について1年以上の	
	経験を有するものは陽子線治療につい	
	ての経験は1年以上	
当該技術の経	実施者[術者]として (5) 例以上・	
験症例数 注	不要	
1)	[それに加え、助手又は術者として ()例以上・ <mark>不要</mark> ]	
その他(上記		
以外の要件)		/
-A. ++AI	Ⅱ.医療機関の要例	
診療科	<b>要</b> (放射線治療科またはそれに相当する科および外科または内科)	要 (肝胆膵外科または相当する科)
実施診療科の	要・不要	要・不要
医師数 注 2)	具体的内容:放射線治療専従の常勤医	具体的内容:手術担当責任医を以下の
	師が2名以上配置されていること.うち	ように規定する。
	1名は放射線治療専門医であること	①開腹手術担当責任医
		以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導
		医
		b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医
		c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する
		消化器外科専門医。
		②腹腔鏡下手術担当責任医
		以下を満たす。
		a)腹腔鏡下肝切除の経験を10例以上か
		つ開腹肝切除の経験を 20 例以上有す
他診療科の医	要・不要 具体的内容:	る消化器外科専門医 要・不要 具体的内容:
師数注2)	女 (小女) 共中別77谷:	女 (小女) 共仲別バ治 :
その他医療従	要(医学物理士、診療放射線技師)	要()・不要
事者の配置	①病院内に日本放射線治療専門放射線	
(薬剤師、臨	技師認定機構の定める放射線治療専門	
床工学技士	技師を含む専従の診療放射線技師が 3	
等)	名以上配置されていること	

		<u> </u>
	②陽子線治療室1室あたり2名以上の	
	診療放射線技師が配置されていること	
	③放射線治療に専従する常勤の医学物	
	理士認定機構認定医学物理士が1名以	
	上配置されていること	
病床数	要(床以上)・不要	要(100 床以上)・不要
看護配置	要 ( 対1看護以上)・不要	要 (10 対 1 以上 )・不要
	※放射線治療に専従する看護師が配置	
	されている。	
	(がん放射線療法看護認定看護師また	
	はがん看護専門看護師であることが望	
	ましい。)	
当直体制	要 (_)・ 不要	要(診療科は問わない)・不要
緊急手術の実	要・不要	要・不要(夜間帯はオンコール体制可
施体制		とする)
院内検査(24時間	要・不要	要・不要(夜間帯はオンコール体制可
実施体制)		とする)
他の医療機関	要・不要	要・不要
との連携体制	連携の具体的内容:自施設で「がん診	連携の具体的内容:自施設で「がん診
(患者容能急変時等)	療連携拠点病院等の整備について」(健	療連携拠点病院等の整備について」(健
	発 0110 第 7 号 平成 26 年 1 月 10 日)	発 0110 第 7 号 平成 26 年 1 月 10 日)
	に準拠した複数の診療科で構成される	に準拠した複数の診療科で構成される
	キャンサーボードの設置が困難な場合	キャンサーボードの設置が困難な場合
	は、がん診療連携拠点病院等との連携	は、がん診療連携拠点病院等との連携
	にてその機能を果たすことができるよ	にてその機能を果たすことができるよ
	うに対応すること. また, 病院間の連	うに対応すること. また, 病院間の連
	携が可能であることを文書にて示せる	携が可能であることを文書にて示せる
	こと.	こと.
医療機器の保	要・不要	要・不要
守管理体制		
倫理審査委員	審査開催の条件:2か月に1回以上、随	審査開催の条件:2か月に1回以上、
会による審査	時審査の体制有	随時審査の体制有
体制		
医療安全管理	要・不要	
委員会の設置	= /4 o c/BD L)	# ()   <b>7</b>   <b>7</b>
医療機関としての当時に	要(10症例以上)・不要	要()・不要
当該技術の実施定例数		
その他(上記)	「がん診療連携拠点病院等の整備につ	「がん診療連携拠点病院等の整備につ
以外の要件、	「かん診療連携拠点病院寺の登禰につ   いて  (健発 0110 第 7 号 平成 26 年 1	「かん診療連携拠点病院等の登備にう    いて」(健発 0110 第 7 号 平成 26 年 1
めがの安件、  例;遺伝カウン	月 10 日)に準拠した、肝胆膵外科、肝	「
セリン	胆膵内科、放射線治療科、放射線診断	月10日   に単拠した、川旭降外科、川
グの実施体制	科を含む複数の診療科で構成されるキ	科を含む複数の診療科で構成されるキ
が必要等)	ャンサーボードを設置すること.	ヤンサーボードを設置すること.
~ ~ ~ ~ · · ·	(注) キャンサーボードの目的, 方針,	(注) キャンサーボードの目的, 方針,
	業務、構成メンバー、開催日程、記録	業務、構成メンバー、開催日程、記録
	の作成、保管法、などを指針もしくは	の作成、保管法、などを指針もしくは
	規定として文書化していること.	規定として文書化していること.
	Ⅲ. その他の要件	
頻回の実績時	要(月間又は症例までは、毎月報	要( 月間又は 症例までは、毎月報
	告)・不要	告)・不要
<u> </u>		

その他(上記以外	日本放射線腫瘍学会指定のデータベー	なし
の要件)	スへの全例登録を行い、当該学会調	
	査・指導(治療方針遵守、安全管理体	
	制説明同意書等)に応じること。日本	
	放射線腫瘍学会が作成した疾患・病態	
	ごとの統一治療方針に準拠した治療を	
	行い、日本放射線腫瘍学会への定期的	
	な実施報告(有効性、安全性、キャン	
	サーボード開催歴等)	
	を行うこと。	
	L Company of the Comp	I .

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者[術者]としての経験症例を求める場合には、「実施者[術者]として ()例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注 2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

上半屋房々 ひょく	· 本内心.	3(1) 2 3 3 72 3 43 3 3 3	
先進医療名及び適応症:   先進医療の名称:陽子線治療			
		WY-78/10 1 2 2 0 F	
. — . —	適応症:根治切除が可能な肝細胞がん(初発のものであり、単独で発生したものであって、その長		
径が三センチメ	ートルを超え、かつ、十二センチメートノ		
	I. 実施責任医師の		
	陽子線治療の要件	外科的治療の要件	
診療科	要(放射線治療科またはそれに相当す	該当無し	
	<u></u>		
資格	要 (放射線治療専門医)・不要		
当該診療科の	要(10 )年以上・不要	/	
経験年数			
当該技術の経	要()年以上・不要		
験年数	※陽子線治療について2年以上		
	※但し放射線治療(4門以上の照射,運		
	動照射、原体照射または強度変調放射		
	線治療(IMRT)による対外照射に限		
	る)による療養について 1 年以上の経		
	験を有するものは陽子線治療について		
	の経験は1年以上		
当該技術の経	実施者「術者]として (5) 例以上・不		
験症例数 注	要		
1)	- 「 「それに加え、助手又は術者として		
	() 例以上・不要]		
その他(上記			
以外の要件)			
以外の要件)	   II. 医療機関の要	<u>/</u> 件	
	II. 医療機関の要の		
以外の要件) 診療科	要(放射線治療科またはそれに相当す	<b>佐</b>   要 (肝胆膵外科または相当する科)	
	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線		
診療科	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線 科)	要(肝胆膵外科または相当する科)	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要	要 (肝胆膵外科または相当する科) 要・不要	
診療科	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医	要 (肝胆膵外科または相当する科) 要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下の	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要 (肝胆膵外科または相当する科) 要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医	要 (肝胆膵外科または相当する科) 要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要 (肝胆膵外科または相当する科) 要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下の ように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要 (肝胆膵外科または相当する科) 要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要 (肝胆膵外科または相当する科)  要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要 (肝胆膵外科または相当する科)  要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する 消化器外科専門医。	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する 消化器外科専門医。 ②腹腔鏡下手術担当責任医	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する消化器外科専門医。 ②腹腔鏡下手術担当責任医 以下を満たす。	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する 消化器外科専門医。 ②腹腔鏡下手術担当責任医 以下を満たす。 a)腹腔鏡下肝切除の経験を 10 例以上か	
診療科 実施診療科の 医師数 注 2)	要(放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医師が2名以上配置されていること.うち1名は放射線治療専門医であること	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する消化器外科専門医。 ②腹腔鏡下手術担当責任医 以下を満たす。 a)腹腔鏡下肝切除の経験を 10 例以上かつ開腹肝切除の経験を 20 例以上有する消化器外科専門医	
診療科実施診療科の	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医 師が2名以上配置されていること.うち	要 (肝胆膵外科または相当する科)  要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する消化器外科専門医。 ②腹腔鏡下手術担当責任医以下を満たす。 a)腹腔鏡下肝切除の経験を 10 例以上かつ開腹肝切除の経験を 20 例以上有す	
診療科 実施診療科の 医師数 注 2) 他診療科の医	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医師が2名以上配置されていること.うち1名は放射線治療専門医であること 要・不要 具体的内容:	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する 消化器外科専門医。 ②腹腔鏡下手術担当責任医 以下を満たす。 a)腹腔鏡下肝切除の経験を 10 例以上か つ開腹肝切除の経験を 20 例以上か つ開腹肝切除の経験を 20 例以上有する消化器外科専門医 要・不要 具体的内容:	
診療科 実施診療科の 医師数注2) 他診療注2) その他医療従	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医師が2名以上配置されていること.うち1名は放射線治療専門医であること  要・不要 具体的内容: と であること  要・不要 関体的内容: と であること  要・不要 関体の内容:	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する消化器外科専門医。 ②腹腔鏡下手術担当責任医 以下を満たす。 a)腹腔鏡下肝切除の経験を 10 例以上かつ開腹肝切除の経験を 20 例以上有する消化器外科専門医	
診療科 実施診療科の 医師数 注 2) 他診療科の医 師数 注 2)	要 (放射線治療科またはそれに相当する科、および外科、内科または放射線科) 要・不要 具体的内容:放射線治療専従の常勤医師が2名以上配置されていること.うち1名は放射線治療専門医であること 要・不要 具体的内容:	要・不要 具体的内容:手術担当責任医を以下のように規定する。 ①開腹手術担当責任医 以下のいずれかを満たす。 a)日本肝胆膵外科学会 高度技能指導 医 b)日本肝胆膵外科学会 高度技能専門 医 c)開腹肝切除の経験を 20 例以上有する 消化器外科専門医。 ②腹腔鏡下手術担当責任医 以下を満たす。 a)腹腔鏡下肝切除の経験を 10 例以上か つ開腹肝切除の経験を 20 例以上す っ間腹肝切除の経験を 20 例以上する 消化器外科専門医	

床工学技士	技師を含む専従の診療放射線技師が 3	
等)	名以上配置されていること	
寸)	②陽子線治療室1室あたり2名以上の	
	診療放射線技師が配置されていること	
	③放射線治療に専従する常勤の医学物	
	理士認定機構認定医学物理士が 1 名以	
	上配置されていること	
病床数	要(床以上)・不要	要(100 床以上)・不要
看護配置	要(対1看護以上)・不要	要 (10 対 1 以上 )・不要
有咬吐匠		图 (10 以 1 以上 ) · 不安
	されている。	
	これている。   (がん放射線療法看護認定看護師また	
	はがん看護専門看護師であることが望	
	ましい。)	
当直体制	要()・不要	要 (診療科は問わない)・不要
緊急手術の実	要・不要	要・不要(夜間帯はオンコール体制可と
施体制	X   [1 X ]	する)
院外検査(24時間	要・不要	要・不要(夜間帯はオンコール体制可と
実施体制)		する)
他の医療機関	要・不要	要・不要
との連携体制	連携の具体的内容:自施設で「がん診療	連携の具体的内容:自施設で「がん診療
(患者容能急変)持等)	連携拠点病院等の整備について」(健発	連携拠点病院等の整備について」(健発
	0110 第 7 号 平成 26 年 1 月 10 日)に	0110 第 7 号 平成 26 年 1 月 10 日)に
	準拠した複数の診療科で構成されるキ	準拠した複数の診療科で構成されるキ
	ャンサーボードの設置が困難な場合	ャンサーボードの設置が困難な場合
	は、がん診療連携拠点病院等との連携	は、がん診療連携拠点病院等との連携
	にてその機能を果たすことができるよ	にてその機能を果たすことができるよ
	うに対応すること. また, 病院間の連携	うに対応すること. また, 病院間の連携
	が可能であることを文書にて示せるこ	が可能であることを文書にて示せるこ
	と.	と.
医療機器の保	要・不要	要・不要
守管理体制		
倫理審査委員	審査開催の条件:2か月に1回以上、随	審査開催の条件:2か月に1回以上、随
会による審査	時審査の体制有	時審査の体制有
体制		
医療安全管理	圏・不要	要・不要
委員会の設置		<b>悪 ハ                                    </b>
医療機関としての		要()・不要
当該技術の実施症		
例数 その他(上記	「がん診療連携拠点病院等の整備につ	「がん診療連携拠点病院等の整備につ
以外の要件、	「かん診療連携拠点病院寺の登禰にう    いて」(健発 0110 第 7 号 平成 26 年 1	「かん診療連携拠点病院等の整備にう    いて  (健発 0110 第 7 号 平成 26 年 1
以外の要件、   例;遺伝カウン	「	「「「使発 0110 弟 7 号 平成 26 年 1     月 10 日)に準拠した、肝胆膵外科、肝
17月,夏127777	月10日   に単拠した、川旭降外科、川	月10日   に単拠した、川旭降外科、川
がの実施体制	を含む複数の診療科で構成されるキャ	を含む複数の診療科で構成されるキャ
が必要等)	と古い後数の砂原件で構成される。   ンサーボードを設置すること.	ンサーボードを設置すること.
7.20女 寸/	(注) キャンサーボードの目的, 方針,	(注)キャンサーボードの目的,方針,
	業務、構成メンバー、開催日程、記録の	業務,構成メンバー,開催日程,記録の
	作成、保管法、などを指針もしくは規定	作成、保管法、などを指針もしくは規定
	として文書化していること。	として文書化していること.
	Ⅲ. その他の要件	
L	一 ・ しい心の女口	

頻回の実績報告	要(月間又は症例までは、毎月報告)・不要	要(月間又は症例までは、毎月報告)・不要
その他(上記以外の要件)	日本放射線腫瘍学会指定のデータベースへの全例登録を行い、当該学会調査・指導(治療方針遵守、安全管理体制説明同意書等)に応じること。日本放射線腫瘍学会が作成した疾患・病態ごとの統一治療方針に準拠した治療を行い、日本放射線腫瘍学会への定期的な実施報告(有効性、安全性、キャンサーボード開催歴等)を行うこと。	なし

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者 [術者] としての経験症例を求める場合には、「実施者 [術者] として ( ) 例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注 2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。 なお、医師には歯科医師も含まれる。

先進医療名及び適応症:マルチプレックス遺伝子パネル検査 難治性固形がん (ステージがⅢ期若しくはⅣ期で手術が不能なもの又は治療後に再発したものであって、治療法が存在しないもの又は従来の治療法が終了予定のものに限り、肉腫を除く。)

近米の信療法が終了しているもの若しくは近米の信療法が終了了たのものに限り、肉腫を除く。)   I. 実施責任医師の要件		
	要(内科系診療科、外科系診療科または病理診断科)・不要	
診療科	(眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科、産科及び婦人科、小児	
W 11	科、泌尿器科、放射線科を含む)	
 資格	要()・不要	
当該診療科の経験年数	要()年以上・不要	
当該技術の経験年数	要()年以上・不要	
No other Lindhood and property when been taken as a con-	実施者[術者]として ( )例以上・不要	
当該技術の経験症例数 注 1)	[それに加え、助手又は術者として ( )例以上・不要]	
その他 (上記以外の要件)	なし	
	Ⅲ. 医療機関の要件	
診療科	要 (内科系診療科、外科系診療科または病理診断科)・不要	
	(眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科、産科及び婦人科、小	
	児科、泌尿器科、放射線科を含む)	
	要・不要	
	具体的内容:	
実施診療科の医師数 注 2)	❖ 治験や臨床研究を含むがん薬物療法の実務経験を 5 年以上	
	有する常勤医師1名以上	
	❖ 病理診断の実務経験を5年以上有する病理専門医1名以上	
他診療科の医師数 注 2)	要・不要	
[E107]京科(7)区即数 在 Z)	具体的内容:	
その他医療従事者の配置	   要 (臨床検査技師)・不要	
(薬剤師、臨床工学技士等)	(咖外快且汉即) 个女	
病床数	要(100 床以上)・不要	
看護配置	要(10 対 1 看護以上)・不要	
当直体制	要(内科系または外科系医師1名以上)・不要	
緊急手術の実施体制	要・不要	
院内検査(24 時間実施体制)	要・不要	
他の医療機関との連携体制	要・不要	
(患者容態急変時等)	連携の具体的内容:	
医療機器の保守管理体制	要・不要	
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件:2ヶ月に1回以上	
医療安全管理委員会の設置	要・不要	
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(症例以上)・不要	
その他(上記以外の要件、例;遺伝カウン	❖ 遺伝カウンセリング等を行う部門を設置し、遺伝医学の専門	

セリングの実施体制が必要 等)	的知識を有する常勤医師 1 名以上および遺伝カウンセリン	
	グ技術を有する者 1 名以上が所属する。	
	❖ 厚生労働大臣が指定するがんゲノム医療中核拠点病院また	
	はがんゲノム医療連携病院に指定を受けている施設である。	
	❖ 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等または小	
	児がん拠点病院である。	
Ⅲ. その他の要件		
頻回の実績報告	要( 月間又は 症例までは、毎月報告)・不要	
その他(上記以外の要件)		

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者 [術者] としての経験症例を求める場合には、「実施者 [術者] として ( ) 例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注 2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる